

利 用 者 の た め に

1 調査目的

畜産物流通統計調査（以下「調査」という。）は、畜産物の生産量、取引数量、価格等を把握し、畜産物に関する生産・出荷の調整、流通の合理化、価格安定等各種施策の資料を提供することを目的とする。

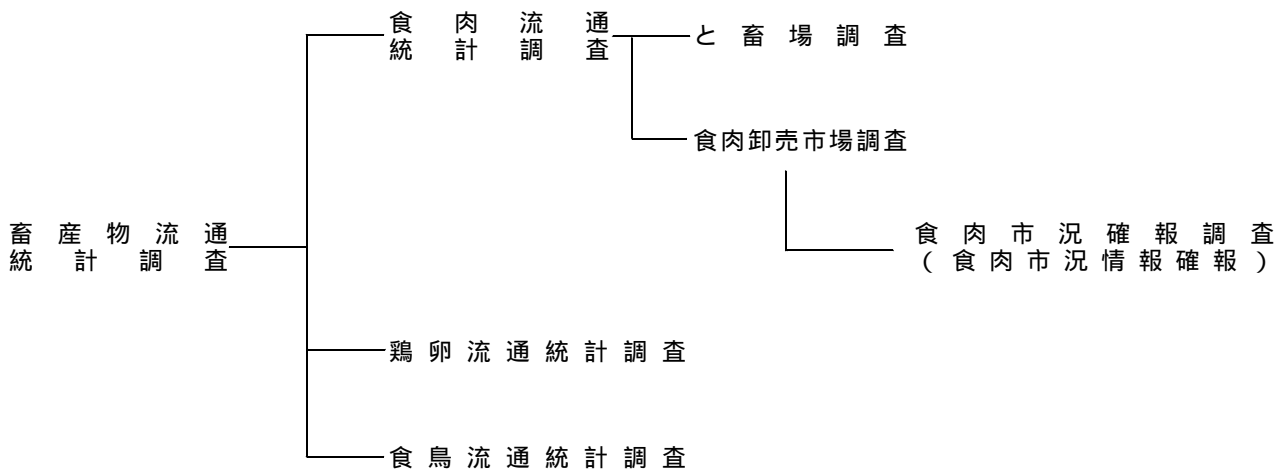
2 根拠

調査は、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）第4条第1項の規定に基づく、総務大臣の承認を受けた統計報告として実施した。

3 調査機関

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて実施した。

4 調査体系



5 調査対象

(1) 食肉流通統計調査

ア と畜場調査

全国すべてのと畜場

イ 食肉卸売市場調査

全国すべての食肉中央卸売市場及び指定市場における卸売会社

(2) 鶏卵流通統計調査

年間の集出荷量が10t以上の集出荷機関で、そのうち出荷量（県内集荷分）の累計が60%以上となる集出荷機関

- (3) 食鳥流通統計調査
全国すべての食鳥処理場

6 調査対象数

- (1) 食肉流通統計調査
 - ア と畜場調査
平成19年当初は205と畜場
 - イ 食肉卸売市場調査
平成19年当初は食肉中央卸売市場（10市場）、指定市場（19市場）における卸売会社（29社）
- (2) 鶏卵流通統計調査
平成19年当初は748集出荷機関
- (3) 食鳥流通統計調査
平成19年は673処理場

7 調査期間

平成19年1月から12月までの1年間について調査した。
なお、食鳥流通統計調査のうち肉用若鶏の飼養羽数については、平成20年2月1日現在で調査した。

8 調査事項

- (1) 食肉流通統計調査
 - ア と畜場調査
肉畜種類別と畜頭数、豚及び成牛以外の枝肉重量
 - イ 食肉卸売市場調査
併設と畜場のと畜頭数、枝肉上場頭数、規格別枝肉取引成立頭数、規格別枝肉取引総重量、規格別枝肉取引総価額及び規格別枝肉取引価格
- (2) 鶏卵流通統計調査
集荷量及び仕向先別出荷量
- (3) 食鳥流通統計調査
集荷先都道府県別集荷量(生体の羽数・重量)、仕向量(と体・中ぬき及び解体品)、月別集荷量(肉用若鶏の大規模処理場のみ)及び2月1日現在の飼養羽数(肉用若鶏のみ)

9 調査方法

- (1) 食肉流通統計調査
 - ア と畜場調査
職員によると畜場の調査協力者への面接、電話による聞き取り、関係諸帳簿の閲覧又は調査票の郵送により調査した。

イ 食肉卸売市場調査

職員による卸売会社の調査協力者への面接、電話による聞き取り、関係諸帳簿の閲覧、調査票の郵送又は調査協力者が作成した電磁的記録媒体の収集により調査した。

(2) 鶏卵流通統計調査

職員による集出荷機関の調査協力者への面接、関係諸帳簿の閲覧又は調査票の郵送により調査した。

(3) 食鳥流通統計調査

職員による食鳥処理場の調査協力者への面接、関係諸帳簿の閲覧又は調査票の郵送により調査した。

10 集計方法

(1) 食肉流通統計調査

ア と畜場調査

(ア) と畜頭数

都道府県別と畜頭数の結果の積上げにより算出した。

(イ) 枝肉生産量

都道府県別と畜頭数にと畜場調査で把握した豚、成牛以外の1頭当たり平均枝肉重量及び食肉卸売市場調査の結果から算出した豚、成牛の1頭当たり平均枝肉重量を乗じて算出した。

なお、豚肉は整形区分（皮はぎ・湯はぎ）が地方により異なるので、整形区分別と畜頭数を調査し、それぞれの枝肉重量を乗じて推定した。

ただし、沖縄県の豚は沖縄独自の枝肉重量により推定した。

イ 食肉卸売市場調査

規格別取引価格以外は、市場別結果の積上げにより算出した。また、規格別枝肉取引価格は、規格別枝肉取引総価額を規格別枝肉取引総重量で除して算出した。

(2) 鶏卵流通統計調査

生産量は、出荷量に種卵等及び自家消費量を加えて推定した。

出荷量は、調査対象の調査結果を基に県内分を推定した。入荷量は、調査対象が各県の集出荷機関に出荷した数量を基に、県内分を推定した。

(3) 食鳥流通統計調査

年間出荷量、処理量、製品生産量、出荷戸数・羽数及び2月1日現在の飼養戸数・羽数の都道府県計は食鳥処理場別の結果の合計値であり、全国計は都道府県計の合計値である。

月別処理量（全国）は、大規模処理場の結果を基に推定している。

11 目標精度

本調査において、目標精度は設定していない。

12 用語の解説及び約束事項

(1) 食肉流通統計調査

食肉	豚、牛、馬、めん羊及びやぎの食用に供することができる骨格筋肉のことをいう。 なお、骨格筋肉の可食部のほか、心臓、横隔膜、その他内臓の可食部及びこれらに伴う脂肪部分を含む。
肉畜	食肉生産に供される豚、牛、馬、めん羊及びやぎのことをいう。
和牛	黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種及び和牛間交雑種の牛をいう。 なお、和牛の中には肉の生産を目的とした肥育牛のほか、繁殖又は役用に使用されていたが、老齢のため廃用されたもの及び繁殖障害などの理由で廃用されたものを含む。
乳牛	乳用種の牛、乳用種の牛と和牛又は外国牛（肉用専用種）との交雑種も含める。
乳用肥育おす牛	乳牛のうち、肉の生産を目的として肥育されたおす牛、去勢牛及び種おすで廃用されたものをいう。
乳用めす牛	搾乳の目的で飼養されていた乳牛のうち、老齢、繁殖障害などの理由で廃用されたもの及び未経産の乳用めす牛で肉用として肥育されたものをいう。
その他の牛	ヘレフォード、アバディーン・アンガス、マリィグレイ、シャロレーなど、外国種の肉専用種（外国牛）及びこれらの牛と和牛の交雑種をいう。
成牛	生後1年以上の牛をいう。
子牛	生後1年未満の牛をいう。 なお、乳子牛については、更に乳用種のおす子牛を短期間肥育（生後3ヵ月以上1年未満のもの）したものを肥育おす子牛として区分した。

ア と畜場調査

と畜頭数	食用に供する目的でと畜場へ出荷され、と畜された頭数をいう。 なお、と畜場でと畜されても、病畜として廃棄処分されたものは除いた。
出荷頭数	飼養していた出荷者がと畜場へ出荷した頭数をいう。
出荷産地	と畜場でと畜された肉畜が1ヶ月以上飼養されていた都道府県のうち、出荷時に最も近い時期に飼養されていた都道府県をいう。
枝肉生産量	都道府県別と畜頭数にと畜場調査で把握した豚、成牛以外の1頭当たり平均枝肉重量及び食肉卸売市場調査の結果から算出した豚、成牛の1頭当たり平均枝肉重量を乗じて算出した。 なお、豚肉は整形区分(湯はぎ・皮はぎ)が地方により異なるので、整形区分別と畜頭数を調査し、それぞれの枝肉重量を乗じて推定した。 ただし、沖縄県の豚は沖縄独自の枝肉重量により推定した。 また、平成15年より乳用牛の枝肉生産量は乳用種及び交雑種別に算出し、乳用牛の合計とした。
と畜場	と畜場法に基づき、食用に供する目的で肉畜をと畜し、また、解体するための施設をいう。 なお、食肉卸売市場(中央卸売市場、指定市場)に併設されたと畜場を「食肉卸売市場併設と畜場」とし、昭和35年以降国の助成により設置された食肉流通施設のうち、と畜設備を有すると畜場を「食肉センター」とした。
肉豚換算と畜頭数	成牛、馬は豚4頭、子牛、めん羊及びやぎは豚1頭として換算したと畜頭数をいう。

イ 食肉卸売市場調査

食肉中央卸売市場	卸売市場法(昭和46年法律第35号)の規定により開設されている仙台、さいたま、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島及び福岡の10市場である。
指定市場	卸売市場法の規定により開設されている地方卸売市場のうち「畜産

物の価格安定等に関する法律」(昭和36年法律第183号)に基づき指定されている市場で、茨城、宇都宮、群馬、川口、山梨、浜松、岐阜、愛知、東三河、四日市、南大阪、姫路、加古川、西宮、岡山、坂出、愛媛、佐世保及び熊本の19市場である。

なお、平成19年6月7日農林水産省告示第766号をもって、畜産物の価格安定等に関する法律(昭和36年法律第183号)附則第10条の規定に基づき、昭和51年10月4日農林省告示第885号「畜産物の価格安定等に関する法律の規定に基づき中央卸売市場とみなすものを指定する等の件」の一部改正が行われ、愛知食肉地方卸売市場が廃止となった。

併設と畜場 取扱頭数	食肉卸売市場の併設と畜場でと畜された頭数をいう。 なお、「荷受会社分」とは、併設と畜場でと畜された頭数のうち、荷受会社が販売を受託した頭数をいう。
枝肉頭数	枝肉は通常、背割りし、2分割して上場されるがここでいう頭数とは1頭分をもって数えた。
搬入枝肉頭数	市場に上場するため、他のと畜場から搬入された枝肉頭数をいう。
取引成立頭数	上場された頭数のうち、卸売業者と売買参加者との間に取引が成立した頭数をいう。すなわち、食肉卸売市場で卸売りされた頭数のことである。
枝肉の1kg 当たり平均 卸売価格	荷受会社が、仲卸業者又は売買参加者に売渡した枝肉の総価額を総重量で除して算出した価格をいい、消費税を含んだものである。
豚枝肉の 取引規格	規定の解体整形方法により処理した枝肉について、半丸重量・背脂肪の厚さ、外観(均称、肉付、脂肪付着、仕上げ)及び肉質(肉のきめ、締まり、肉の色沢、脂肪の色沢と質、脂肪の沈着)の3者を判定要素として極上、上、中、並及び等外の5等級に区分する規格をいう。 なお、この規格は、皮はぎ・湯はぎ、品種、年齢(子豚は除く。)及び性別にかかわらず適用している。
牛枝肉の 取引規格	規定の解体整形方法(はく皮、頭部切断、内蔵割法など)により、胸最長筋、背半棘筋及び頭半棘筋の状態並びにばら、皮下脂肪及び筋間脂肪の厚さがわかるように第6～第7肋骨間において切開した枝肉について、歩留り及び肉質のそれぞれについて等級の格付けを行い、

牛枝肉を15等級に区分する規格をいう。

なお、この規格は、品種、年齢（子牛は除く。）にかかわらず、めず、去勢及びおすのいずれの枝肉にも適応している。

省令規格
(価格)

畜産物の価格安定等に関する法律に基づき、農畜産業振興機構が食肉の買入れ、売渡しを行う指定食肉（豚肉、牛肉）について、農林水産省で定めた規格をいう。

なお、豚肉については、「上」規格以上のもの、牛肉については、去勢牛の「B - 3」及び「B - 2」規格を合わせたものをいい、その価格を省令価格という。

歩留等級	肉質等級				
	5	4	3	2	1
A	A - 5	A - 4	A - 3	A - 2	A - 1
B	B - 5	B - 4	B - 3	B - 2	B - 1
C	C - 5	C - 4	C - 3	C - 2	C - 1

(2) 鶏卵流通統計調査

生産量

一般食用、加工用、種卵等として生産された鶏の卵の数量をいう。鶏卵流通統計調査では出荷量（推計）に、種卵及び自家消費を加えた値とした。

なお、自家消費は、農業経営統計調査の採卵鶏飼養農家の消費量等を基に推定した。

出荷量

一般食用及び加工用として販売した鶏卵の数量をいう。鶏卵流通統計調査では年間の集出荷重量が10 t 以上の集出荷機関を対象とし、そのうち、出荷量（県内集荷分）の累計が60%以上となるよう調査対象を選定・実査し、県内分を推定した。

なお、生産者が自家消費した数量は出荷量には含めない。

入荷量

鶏卵荷受機関、鶏卵問屋等が鶏卵を荷引きした数量をいう。

なお、「家畜伝染病予防法」に基づき、焼却等による廃棄処分となったものについては、生産量に計上し出荷量には計上していない。

(3) 食鳥流通統計調査

食鳥処理場	家きんを食用に供する目的でと鳥し、と体・中ぬき及び解体を行う事業所をいう。したがって、中ぬき及び解体の処理のみを行っているところは含めない。
食鳥	「食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律」(平成2年法律第70号)第2で規定されている「食用に供する目的で飼養している家きん」をいう。
肉用若鶏	肉用鶏のうち、ふ化後3ヶ月未満の鶏をいう。(「食鶏取引規格」の定義における「若どり」をいう。)
その他の肉用鶏	肉用鶏のうち、ふ化後3ヶ月以上の鶏を言う。(「食鶏取引規格」の定義における「肥育鶏」、「親めす」及び「親おす」をいう。なお、一般的に「地鶏」、「銘柄鶏」といわれるものを含むが、ふ化後3ヶ月未満のものは肉用若鶏として扱っている。)
廃鶏	採卵鶏又は種鶏を廃用した鶏をいう。
その他の食鳥	食鶏以外のもの(あいがも、うずら等)をいう。
と体	食鳥(生体)をと鳥して、放血、脱羽した状態のものをいう。
中ぬき	「と体」から、腎臓を除いた内臓の全部、排泄口、気管及び食道を除去したものをいう。
解体品	「中ぬき」をさらに解体して、骨つき肉、正肉及び副品目に区分したものをいう。
出荷量(生体)	飼養者が食鳥処理場に出荷した出荷量をいう。
処理量(生体)	食鳥処理場が処理した処理量(生体)をいう。 なお、食鳥処理場がと体取引を行っている場合は、と体重量に平均換算係数1.1(生体重量/と体重量)を乗じて算出した。
製品生産量	と体・中ぬき及び解体品として製造された製品の生産量をいう。

出荷戸数・羽数 1月から12月までの1年間に、食鳥処理場へ出荷した出荷戸数及び出荷羽数である。

飼養戸数・羽数 2月1日現在の肉用若鶏の飼養戸数及び飼養羽数を調査したもので、調査時点において、一時的に鶏舎の消毒のためオールアウト（全量一斉出荷）していた等により肉用若鶏を全く飼養していない飼養者は除外した。

13 統計表の見方

(1) 統計表の地域区分

表中に用いた地域区分は、次のとおりである。

ア 全国農業地域区分

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東 ・ 東 山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

イ 農政局区分

地方農政局	所 属 都 道 府 県 名
東 北 農 政 局	アの東北の所属都道府県と同じ
北 陸 農 政 局	アの北陸の所属都道府県と同じ
関 東 農 政 局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東 海 農 政 局	岐阜、愛知、三重
近 畿 農 政 局	アの近畿の所属都道府県と同じ
中 国 四 国 農 政 局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九 州 農 政 局	アの九州の所属都道府県と同じ

注：東北農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局の結果は、全国農業地域の結果と同じであるため、統計表章はしていない。

(2) 統計数値は表示単位未満を四捨五入しているため、計と内訳が一致しない場合がある。

(3) 統計表に用いた記号は、次のとおりである。

「 - 」: 事実のないもの

「 ... 」: 事実不詳又は調査を欠くもの

「 0 」又は「 0.0 」: 単位に満たないもの(例: 0.4t 0.0t、0.04% 0.0%)

「 x 」: 個人、法人又はその他団体の個々の秘密に属する事項を秘匿するため、統計数値を公表しないもの

(4) 本統計の累年データは、農林水産省ホームページの中の農林水産統計情報総合データベースに掲載しています。

【 <http://www.tdb.maff.go.jp/toukei/toukei> 】

14 本書についての問い合わせ先

農林水産省 大臣官房 統計部 生産流通消費統計課 消費統計室 流通動向第1班

電話: 代表 03(3502)8111 内線 3713

直通 03(6744)2047